

地震により休業している事業主・労働者の皆様へ

～休業や一時離職する場合の給付金のお知らせ～

① 熊本県内の事業所が地震により直接被害を受け、労働者が休業又は一時離職する場合

地震の時点で熊本県内の事業所で勤務していた方が、災害により休業した場合や一時的に離職した場合（雇用予約がある場合も含みます）は、雇用保険の失業手当を受給できる特例措置があります。

- 雇用保険に6ヶ月以上加入している等の要件を満たす方が対象です。
- 熊本県内の事業所が災害により、休止・廃止した場合が対象です。
- 災害による交通の途絶や遠隔地への避難などにより、居住地を管轄するハローワークに来所できないときは、お近くのハローワークで手続きが可能です。
(受給手続きに必要な確認書類がない場合でも手続きできます。ハローワークにご相談ください。)

※制度利用に当たっての留意事項

本特別措置制度を利用して、失業給付の支給を受けた方については、休業が終了し、雇用保険被保険者資格を取得しても、当該休業前の雇用保険の被保険者であった期間は通算されませんので、制度利用にあたっては、ご留意をお願いします。

② 地震に伴う経済上の理由により労働者を休業させる場合

地震に伴う「経済上の理由」により休業を余儀なくされた事業所の事業主が、労働者に休業手当を支払った場合、雇用調整助成金を利用できます（熊本地震の影響による休業であれば熊本県以外の事業所でも利用できます）。

- 労働者に支払った休業手当相当額の2/3（中小企業の場合）を助成します。
- 地震に伴う「経済上の理由」とは、例えば次のような場合が該当します（なお、地震による事業所・設備の損壊を直接的な理由とした休業は対象となりません）
 - ・ 取引先の地震被害のため、原材料や商品等の取引ができない場合
 - ・ 交通手段の途絶により、来客がない、従業員が出勤できない、物品の配送ができない場合
 - ・ 電気・水道・ガス等の供給停止や通信の途絶により、営業ができない場合
 - ・ 風評被害により、観光客が減少した場合

詳細な内容や、お困りのことがあれば、裏面のハローワークや労働局へご相談ください。

広島労働局内のハローワーク（公共職業安定所）一覧

平成28年4月1日現在

ハローワーク	所在地（郵便番号）	電話番号	管轄区域
広島	〒730-8513 広島市中区上八丁堀8-2 広島清水ビル	082(511)1312 (雇用保険給付課) 082(223)8609 (代表)	広島市のうち中区、西区、 安佐南区、 佐伯区（杉並台、湯来町を 除く）
広島西条	〒739-0041 東広島市西条町寺家6479-1	082(422)8609	東広島市
竹原	〒725-0026 竹原市中央5-2-11	0846(22)8609	竹原市 豊田郡
呉	〒737-8609 呉市西中央1-5-2	0823(25)8609	呉市 江田島市
尾道	〒722-0026 尾道市栗原西2-7-10	0848(23)8609	尾道市 世羅郡
福山	〒720-8609 福山市東桜町1-4-1	084(923)8609	福山市
三原	〒723-0004 三原市館町1-6-10	0848(64)8609	三原市
三次	〒728-0013 三次市十日市東3-4-6	0824(62)8609	三次市
安芸高田	〒731-0501 安芸高田市吉田町吉田1814-5	0826(42)0605	安芸高田市
庄原	〒727-0012 庄原市中本町1-20-1	0824(72)1197	庄原市
可部	〒731-0223 広島市安佐北区可部南3-3-36	082(815)8609	広島市のうち安佐北区 山県郡
府中	〒726-0005 府中市府中町188-2	0847(43)8609	府中市 神石郡
広島東	〒732-0051 広島市東区光が丘13-7	082(554)6903 (雇用保険給付課) 082(264)8609 (代表)	広島市のうち東区、南区、 安芸区 安芸郡
廿日市	〒738-0033 廿日市市串戸4-9-32	0829(32)8609	廿日市市 広島市佐伯区のうち杉並台、 湯来町
大竹	〒739-0614 大竹市白石1-18-16	0827(52)8609	大竹市

労働局	所在地（郵便番号）	電話番号
広島労働局 職業安定部	〒730-0013 広島市中区八丁堀5-7 広島KSビル	【雇用保険関係】 職業安定課 082(502)7831 【助成金関係】 職業対策課 082(502)7832